

付託議案（議案第2号、第3号、第21号及び第22号）の取り扱いに関する
理事会決定事項

【付託議案（議案第2号、第3号、第21号及び第22号）の取り扱い】

①分科会の担当割り振りについて

付託された議案4案は、別紙（分科会分担表）のとおり、それぞれの分科会に割り振る。

②審査等の日程について

- ・8日（木） 本会議散会後に全体会を開き、各分科会の担当割り振り等、付託議案の取り扱いについての議事を行う
- ・16日（金） 総務分科会で質疑
- ・19日（月） 健康福祉分科会で質疑
- ・20日（火） 市民環境経済分科会で質疑
- ・21日（水） 建設分科会で質疑
- ・26日（月） 文教分科会で質疑
- ・28日（水） 午前10時、理事会で全体会での質疑の通告を含め、全体会の議事の確認
- ・29日（木） 午前10時、全体会で質疑
- ・30日（金） 午後1時、全体会で討論・採決

なお、分科会の開会時刻については、委員長が各分科会長に確認した上で、各委員に通知する。（7月14日（水）に議場配付予定）

また、分科会が予定の日程で終わらない場合は、分科会長が委員長に申し出て、適宜分科会を開会することとする。

3つ以上の分科会・委員会が重なるおそれがある場合には、27日（火）の予備日に開会する。また、予備日に3つ以上の分科会・委員会が重なることとなった場合の、分科会の開会時刻や開会場所については、それぞれの分科会長と相談の上、最終的には委員長の判断に任せる。

③全体会での質疑について

- ・付託された議案4案を一括して議題とし、質疑を行う。
- ・質疑方式は、従来方式・対面方式から選択する。
- ・時間については、さきに質疑を行った議案第1号と議案第2号、第3号、第21号及び第22号を合わせて、所属議員3人以上の会派は1会派30分以内、無所属の委員は1人10分以内とする。
- ・質疑者は、1会派1人、ただし必要がある場合は複数とする。
- ・質疑の順序は、会派呼称順及び無所属議員の呼称順に行う。
- ・質疑者の有無、質疑者の名前は、28日（水）の理事会で質疑方式も含めて通告する。
- ・質疑者の一覧については、28日（水）の理事会散会后、議員全員にメールで知らせるとともに、議会会議システムに配架する。
- ・資料の配付及び掲示を行う場合は、28日（水）の午後1時まで委員長の許可をとる。

④討論及び採決について

- ・討論・採決の順序は、議案番号順とする。
- ・討論の方法は、1会派1人、挙手により発言を求め、反対、賛成の順に行う。
- ・討論を行う場は、演壇とする。
- ・採決は、会議規則の規定により、挙手による表決となる。

⑤全体会の執行部への出席方要求について

- ・8日（木）の全体会の出席理事者については、求めない。
- ・29日（木）の質疑を行う全体会及び30日（金）の討論・採決を行う全体会の出席理事者については、市長及び教育委員会に対して行い、農業委員会などの他の執行機関には行わない。
- ・出席理事者の詳細は理事者側の判断とし、出席者の回答は、28日（水）の理事会で伝える。

⑥修正案等について

- ・予算案に対し修正案・組み替え動議を提出予定の会派、または、無所属委員は、質疑を行う29日（木）の午後5時、あるいは、全体会の散会時刻が午後4時を過ぎた場合は、全体会散会后1時間以内に事務局へ提出する。

- ・修正案等が提出された場合は、30日（金）の討論・採決の日の午前9時から会派控室に配付するとともに、議会会議システムに配架する。